

○教訓をいかした市の事業

宮城県沖地震においては、死者や負傷者の多くが、ブロック塀や門柱などの倒壊により被害を受けました。この塀や門柱などは、避難あるいは防災活動の妨げともなりました。また、阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち80%を超える方が、倒壊した家屋や家具の下敷きになって亡くなりました。

ブロック塀等撤去事業補助金

地震発生時に倒壊または転倒のおそれのあるブロック塀や石塀などを、撤去または生け垣や金属製の塀へ転換する個人の方へ撤去費用(10万円を限度)を補助します。ただし、対象となる塀の改修または補修のための撤去は対象外とします。

無料耐震診断と最大60万円の耐震補強助成

昭和56年5月31日以前に在来工法で建築された木造住宅を対象に、無料で耐震診断を行っています。詳しくは、広報5月1日号をお読みください。

また、耐震診断で非常に危険と判定された住宅を耐震改修する場合、その工事費(60万円を限度)を補助する制度もあります。

家具転倒防止器具設置事業

体の不自由な方やお年寄りの方の主として起居する場所に置かれてある家具が転倒しないように、家具転倒防止器具を取り付ける事業を行っています。この事業は、地域の自主防災会およびボランティア、民生委員の方々の協力により実施します。

詳しくは、安全安心課へお問い合わせください。

地震発生!そのときは

屋外や屋内、車内など状況はさまざまだと思いますが、まず、自分の体、特に頭を守るようにしてください。

家の中にいるときに地震が起こったら、揺れが小さければ、火災にならないように、火の始末と電化製品のコンセントを抜いてください。揺れが激しいときは、体を守りながら揺れがおさまるまで待ちましょう。ただし、家具の転倒や火災などで危険を感じたら、ただちに避難してください。

揺れがおさまったら、自分の周りや地震に関する情報をつかんだ上で、あらかじめ家族で決めた役割を実行しましょう。

!! もしも、被災してしまったら 〜さまざまなる災害支援〜

- 1 当座の生活資金の貸付
小額生活資金(5万円を限度)の貸付を行っています。
- 2 災害見舞金など
被害の程度により、災害見舞金の支給、災害救援物資(毛布)や災害義援金の配布をします。
- 3 災害ごみの処理
災害ごみの処理については、減免申請書に罹災証明を添付することにより、処理費用が免除されます。
- 4 住居の確保(仮入居)
災害により住居を失い、お困りの場合は、次の箇所空き家があれば仮入居できます。
 - ①名店街ビル
 - ②区画整理地内の仮設住宅(原則区画整理区域内の方)
 - ③市営住宅(入居資格のある方)
 - ④地区公民館、集会所
- 5 道路が不通になった時
被災現場の確認、原因調査を行うと共に、交通の確保のため、道路の応急復旧を行います。
- 6 農業用施設などの被害
農道、林道、ため池、農業用水路などの被災現場の確認や原因調査を行い、応急復旧を行います。
なお、農作物に被害を受けた方は、農業共済に加入されている方は宝飯地区農業共済組合(☎77-1177)に連絡してください。
- 7 河川・水路がはらんした時
土のうの貸し出しをします。
- 8 住宅の修理・改造のための融資制度
蒲郡市住宅資金融資制度が利用できます。
- 9 災害により被害を受けた時の税の減免
災害により土地や家屋に被害を受けたとき、税の減免のための調査・手続きを行います。
- 10 子どもの教科書が罹災
小・中学生のお子さんの教科書が罹災した場合は、お子さんが通う学校に申し出てください。



このほかにお困りのことがありましたら、安全安心課へご連絡ください。